資料３

新型インフルエンザ等感染症発生時の医療提供体制等について

栃木県感染症対策連携協議会
令和７年11月26日　19:00～

新型インフルエンザ等対策に係る実施体制について

会議体	有識者会議	感染症対策連携協議会	医療対策推進委員会	結核・感染症サーベイランス委員会	市町連携会議
役割	行動計画の作成・変更、感染を防止するための協力要請等に関する意見	感染症予防計画の作成・変更及び実施状況に関する調査、感染症の審査等	連携協議会の下に置き、より具体的な対策や連携体制・役割分担等についての実務協議	感染症の発生動向調査に関する説明及び感染症対策についての協議	市町が実施する業務や県と市町が連携して実施する対策等に関する協議
根拠	特措法§7③、§31の8④	感染症法§10⑤			
備考		予防計画だけでなく、新型インフル等行動計画についても協議	医療等に係る意見聴取等から実務協議を行う主体としての役割へ		名称を連絡会議→連携会議に変更し、対策に係る連携を強化

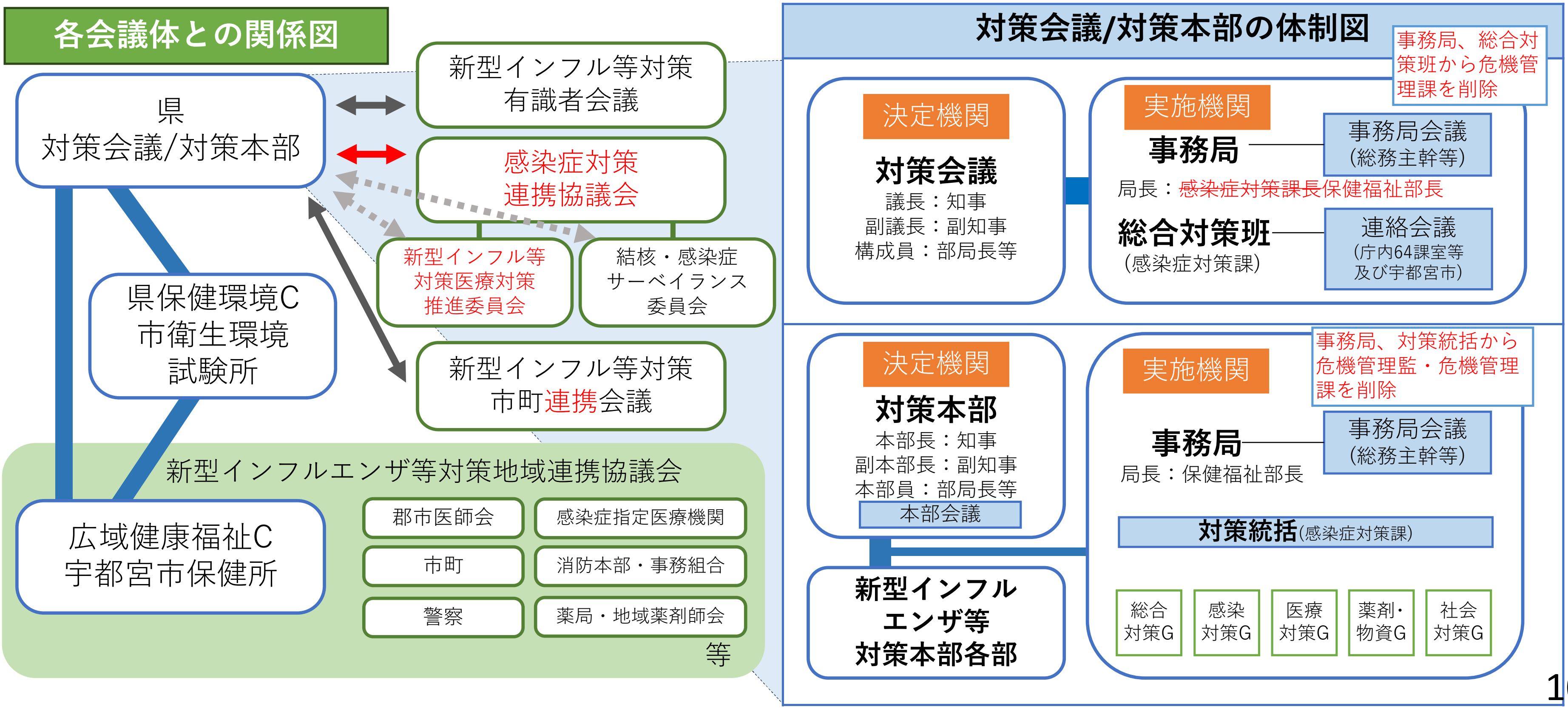

新型インフルエンザ等対策に係る実施体制について

外部会議体との関係図(比較)

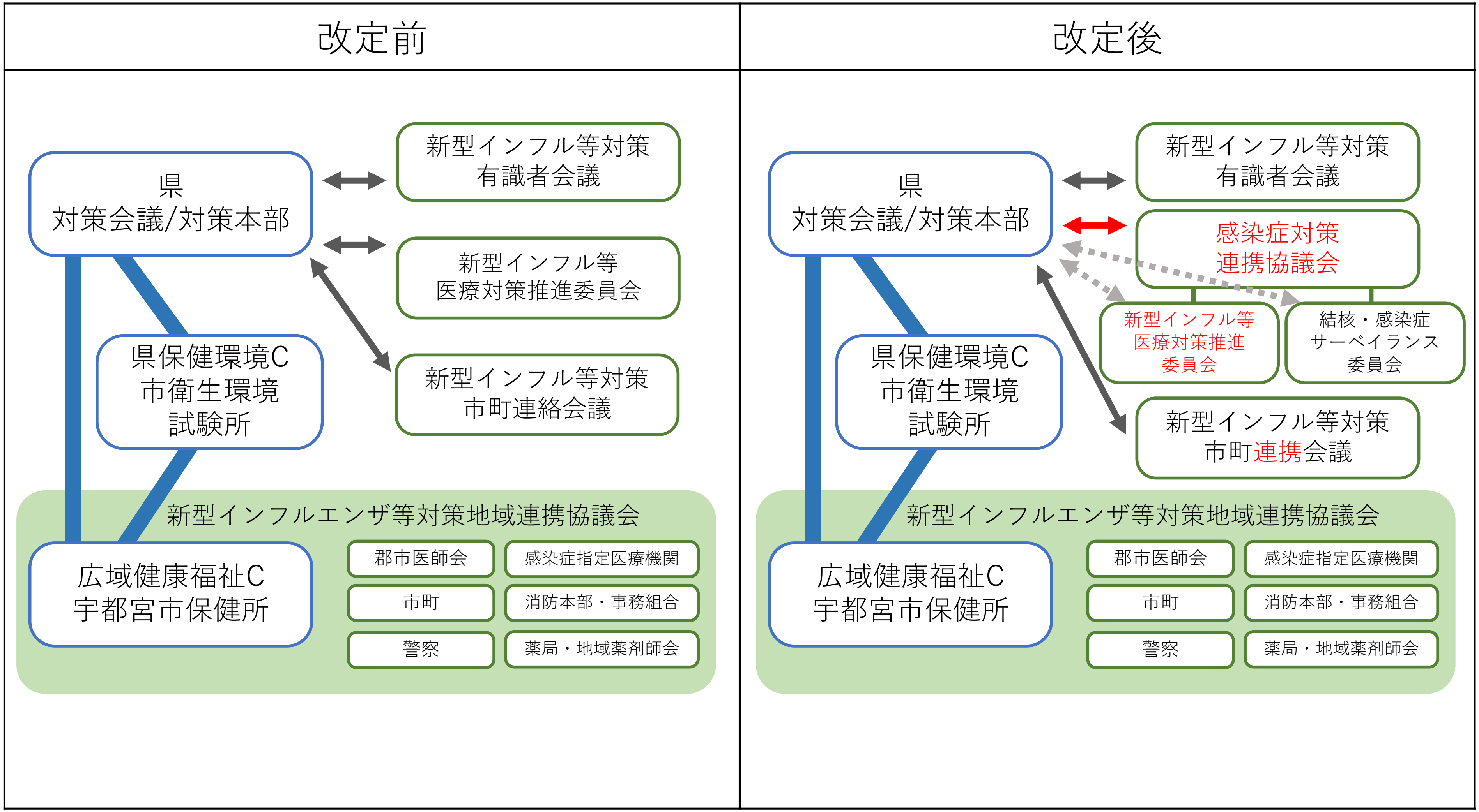

新型インフルエンザ等対応時の保健所の役割等について

保健所が対応する業務

準備期・初動期

・管内医療機関等との連携体制の構築
・感染症に関する相談対応
・（積極的）疫学調査
・受診調整、入院調整、入院措置
・健康観察、健康監視
・生活支援

※下線部は外部委託等が難しい業務

対応期

・管内医療機関等との連携
・感染症に関する相談対応　→コールセンターの対応へ移行
・（積極的）疫学調査
・受診調整、入院調整、入院措置　→受診調整は調整が不要な体制へ移行、入院調整は入院調整本部の設置等を含めて要調整
・健康観察、健康監視　→健康観察はフォローアップセンターの対応へ移行
・生活支援　→フォローアップセンターの対応へ移行

※下線部は外部委託等が難しい業務

新型インフルエンザ等感染症発生時における医療提供体制の整備について

【概要】
　従前の行動計画に基づく「入院協力医療機関」や「帰国者・接触者外来」の区分はなくなり、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関（第一種：病床確保、第二種：発熱外来）による対応を行っていく。
　本資料は、新型インフルエンザ等が発生した際の医療提供体制について整理するものである。

対応時期	対応時期の説明	対応の概要（案）
(1) 準備期～初動期	おおむね県対策本部が設置されるまで	感染症指定医療機関による対応
(2) 初動期	県対策本部設置から感染が拡大する時期まで	感染症指定医療機関＋協定締結医療機関（流行初期対応医療機関）による対応 発熱外来の開始
(3) 対応期	感染拡大から対策本部が廃止されるまで	感染症指定医療機関＋協定締結医療機関（流行初期以降対応医療機関も含む）による対応 発熱外来の継続

新型インフルエンザ等感染症発生時における医療提供体制の整備について

第一種及び第二種感染症指定医療機関

〔第１種感染症指定医療機関〕

医療圏	医療機関	病床
県全域	自治医科大学附属病院	１床
合　計		１床

配置基準：都道府県に1箇所
対象疾病：1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症

〔第２種感染症指定医療機関〕

医療圏	医療機関	病床
県北	那須赤十字病院	６床
県西	日光市民病院	４床
宇都宮	（独）国立病院機構栃木医療センター	６床
県東	芳賀赤十字病院	４床
県南	とちぎメディカルセンターしもつが	６床
両毛	佐野厚生総合病院	４床
合　計		30床

配置基準：2次医療圏に1箇所
対象疾病：2類感染症、新型インフルエンザ等感染症

（令和7年4月1日現在）

新型インフルエンザ等感染症発生時における医療提供体制の整備について

協定締結医療機関に係る現況

第一種協定指定医療機関：病床確保
第二種協定指定医療機関：発熱外来、自宅療養支援等

県全域対応（確保病床数:流行初期▶流行初期以降）
自治医科大学附属病院(22▶40)、獨協医科大学病院(22▶40)、
済生会宇都宮病院(22▶40)、県立がんセンター(20▶20)、
県立岡本台病院(20▶20)、県立リハビリテーションセンター(20▶20)

県西地域	第一種（病床）（床）	第二種（発熱外来）（機関）
流行初期	36	20
初期以降	54	63
※	上都賀総合病院（日光市民病院）	

安足地域	第一種（病床）（床）	第二種（発熱外来）（機関）
流行初期	55	48
初期以降	86	99
※	佐野厚生総合病院 足利赤十字病院	

県南地域	第一種（病床）（床）	第二種（発熱外来）（機関）
流行初期	94	85
初期以降	168	176
※	ＴＭＣしもつが 新小山市民病院	

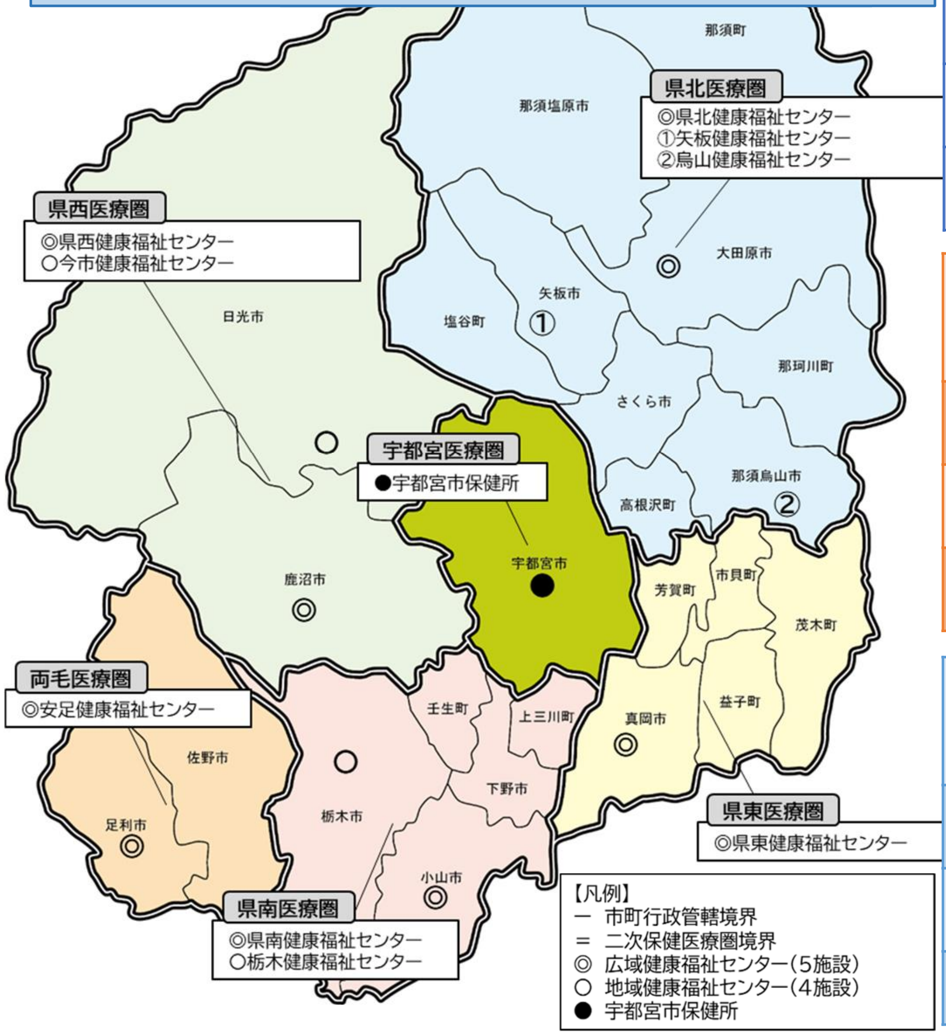

県北地域	第一種（病床）（床）	第二種（発熱外来）（機関）
流行初期	62	62
初期以降	121	103
※	那須赤十字病院 国際医療福祉大学病院	

宇都宮	第一種（病床）（床）	第二種（発熱外来）（機関）
流行初期	168	46
初期以降	249	205
※	ＮＨＯ栃木医療センター ＮＨＯ宇都宮病院	

県東地域	第一種（病床）（床）	第二種（発熱外来）（機関）
流行初期	20	32
初期以降	43	56
※	芳賀赤十字病院	

※一般病床300床以上を有する医療機関及び県立病院であって、確保病床20床以上の協定締結医療機関（赤字は第一種又は第二種**感染症指定医療機関**）

準備期から初動期の医療提供体制（フロー図）①

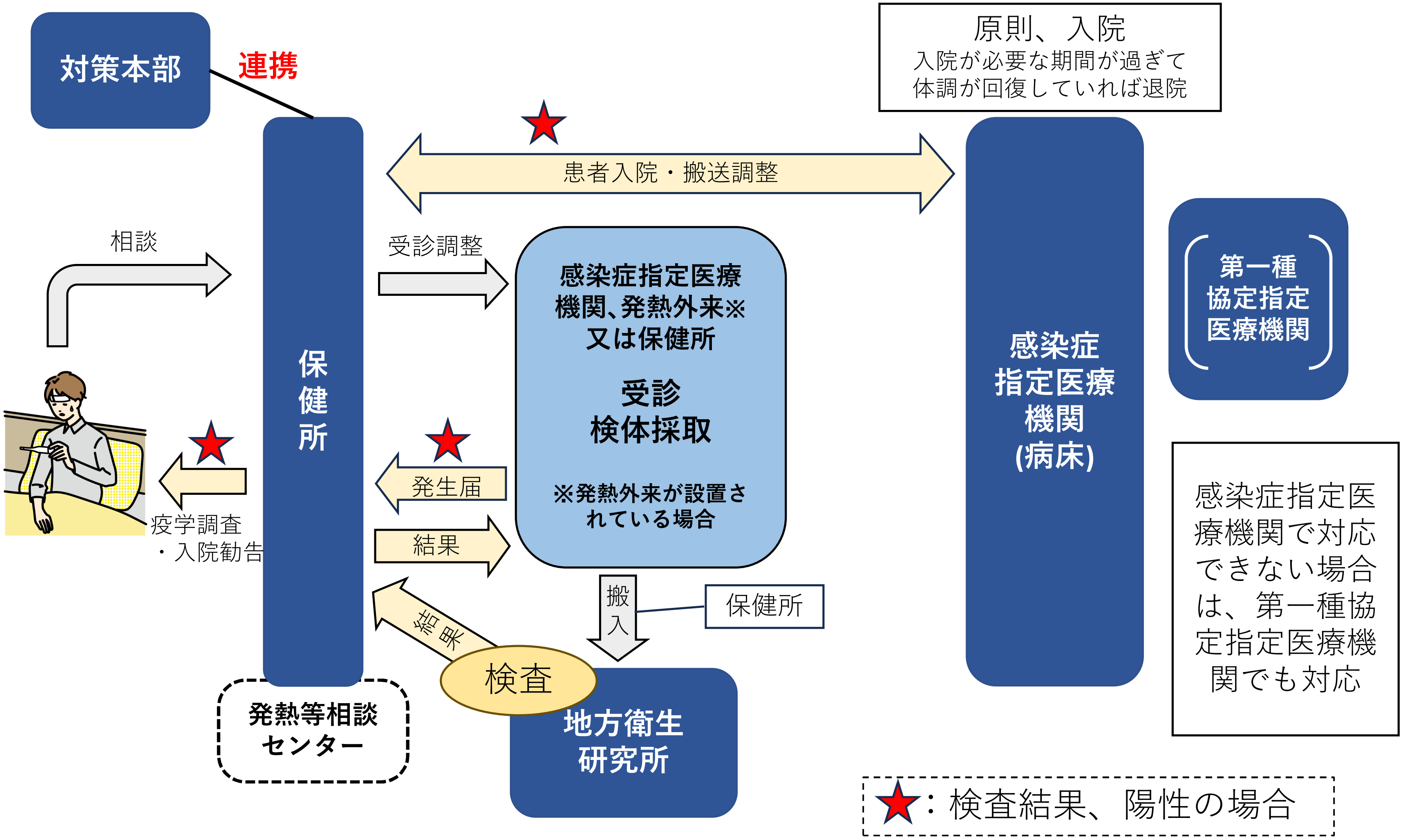

県は、感染が拡大した場合、対応期に向けて、第一種協定指定医療機関や第二種協定指定医療機関に対し、病床の確保や発熱外来の開始に向けた準備の要請を行う。

対応期の医療提供体制（フロー図）②

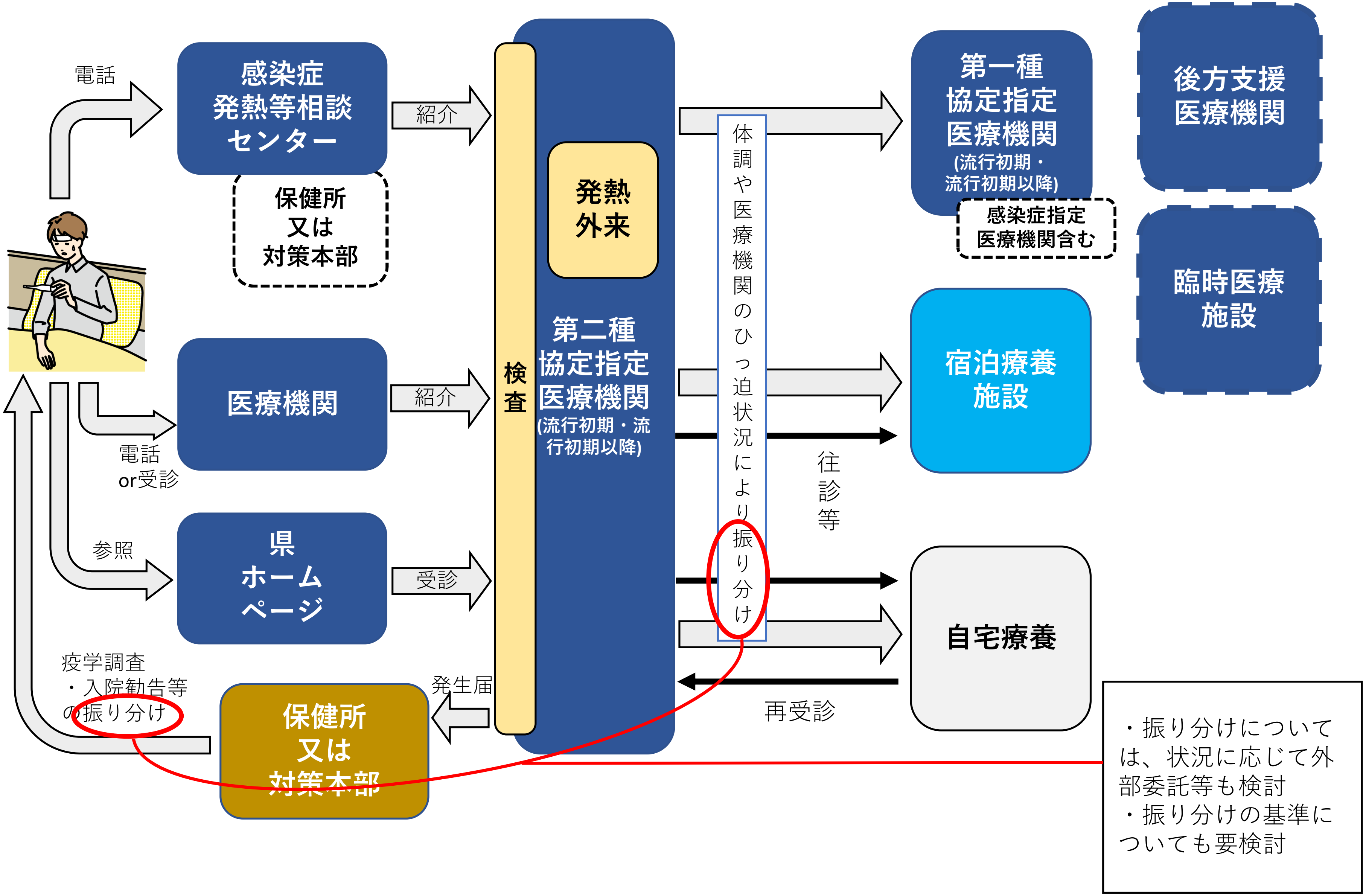

「準備期から初動期の医療提供体制(感染症指定医療機関中心の対応)」から「対応期の医療提供体制(第一種・第二種協定指定医療機関中心の対応)」への移行のタイミングについて

感染症指定医療機関による対応 → **協定締結医療機関による対応(初期)** → **協定締結医療機関による対応(拡充)**

①

【案】
①-A案：県全域の感染症指定医療機関の確保病床が満床となった(満床となる)時点

①-B案：いずれかの保健所圏域における感染症指定医療機関の確保病床が満床となった(満床となる)時点

②

【案】
②-A案：県全域の協定締結医療機関の確保病床が５割程度使用されてる状況

②-B案：いずれかの保健所圏域における協定締結医療機関の確保病床が５割程度使用されている状況

初動期の感染症発生の大臣公表又は対策本部立ち上げのタイミングで、県は、流行初期対応医療機関に対して、病床確保等を要請する通知を発出

協定締結医療機関による対応が開始された、又は協定締結医療機関の確保病床が一定割合使用されている状況となったタイミングで、県は、流行初期以降に対応する医療機関に対して、病床確保等を要請する通知を発出

入院調整を行う体制について

○県は、感染拡大時において入院調整本部（以下「県本部」という。）を設置し、広域的な入院調整を行う。

県行動計画「第８章医療」第３節3-1.新型インフルエンザ等に関する基本の対応

(5) 県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。

○入院調整の方法等（例）

A案:原則、保健所圏域ごとに実施し、圏域内で対応できない部分を県本部が他の圏域と調整
（新型コロナ感染症における対応）

B案:全体的に県本部が調整

C案:一定割合の病床について保健所圏域ごとに実施、それを超える部分については県本部が他の圏域と調整

入院調整の体制

①県職員のみ ┐ 新型コロナ
②県職員＋DMAT等 ┘ 対応時
③外部委託

【課題】

①マンパワーの確保（特に医療職）
②DMAT他、医療人材の確保、予算
③外部委託先の確保、予算

発熱等相談センター、コールセンターの設置・運営について

新型インフルエンザ等感染症に関する相談窓口として、発熱等相談センター及びコールセンターの設置・運営について、以下のとおり整理する。

1．概要

名称（仮）	根拠	役割等
発熱等相談センター	行動計画 第8章 医療 1-1.(1)① 外	**発生国・地域からの帰国者等や有症状者**等からの相談を受け、必要に応じて受診先となる**感染症指定医療機関等の案内を行う**。
コールセンター	行動計画 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション1-2.(2)② 外	感染症に関する情報提供・共有を円滑に行うため、双方向のコミュニケーションを推進する観点からも、**県民等からの相談に応じる**。一般的な情報や対策に関する相談はこちら。

2．設置時期等

・初動期には発熱等相談センターの開設ができるよう、準備を行う。
・おおむね初動期において、国の要請に応じ、発熱等相談センターを開設し、症例定義に該当する有症状者等は、発熱等相談センターに相談するよう、県民等に周知する。
・コールセンターは、感染症に関する県民等からの相談に対応する。
・発熱等相談センター及びコールセンターの運営形態は、可能な限り、外部委託によるものとする。なお、電話番号は１つとし、入電後に振り分けを行うことを想定する。

まん延防止対策について

1．概要

基本的な考え方

・新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制し、健康被害・社会経済活動への影響を最小限にする
・感染経路への介入（接触制限、施設利用制限など）を中心に対策を講じる
・医療提供体制の逼迫を防ぐため、感染拡大のスピードとピークを抑える
・病原体の性状や医療体制、社会状況に応じて、対策の見直しを柔軟に行う

対策の留意点

・国民の自由と権利の制限は必要最小限に
・偏見・差別の防止を考慮した情報提供が必要
・対策の効果と社会的影響を総合的に勘案する

2．各発生段階における対応

準備期	初動期	対応期
指標・データの整備 ・感染状況、医療体制、社会経済への影響を把握するための指標を整理 ・DX活用による迅速な情報収集体制の構築 **感染対策の普及啓発** ・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的対策の周知 ・講演会の開催（県民、学校関係者、事業者、福祉施設関係者向け） **水際対策の体制整備** ・検疫所との連携、個人防護具の整備 ・健康監視システムの確認と整備 ・入国者に関する健康調査体制の構築 **情報提供** ・在外邦人・出国予定者への注意喚起 ・質問票等による情報収集と提供体制の整備	**医療体制の準備** ・DMAT等の医療人材派遣 ・入院措置、濃厚接触者の特定と対応 ・健康観察、外出自粛要請、予防投薬の準備 **感染対策の周知** ・外出自粛、臨時休業の可能性についての理解促進 ・基本的感染対策の継続的な普及 **生活支援** ・障害者・高齢者等への支援体制の整備 ・食料品・生活必需品の確保と配付 **情報提供** ・感染症危険情報の周知（外務省発出の4段階レベル） **健康監視** ・居宅等での待機要請者への健康状態確認 ・検疫所との連携による情報共有と監視実施	**感染対策の実施** ・基本的感染対策の徹底（マスク、手洗い、咳エチケット等） ・高リスク施設への対策強化 ・外出自粛・施設使用制限の要請 **緊急事態措置** ・特措法に基づく外出自粛・施設使用制限の要請・指示 ・施設名の公表とその影響への配慮 ・公共交通機関への減便要請 **事業者・学校等への要請** ・感染対策の徹底 ・営業時間短縮・休業要請 ・学級閉鎖・休校の要請 **水際対策の見直し** ・病原性や発生状況に応じて強化・縮小 ・ワクチン接種証明や検査証明の活用 **健康監視の実施** ・検疫所からの通知に基づく健康監視 ・症状発現時の医療機関との連携

御意見をいただきたいこと

- 医療提供体制等について、修正すべき事項や不足している事項はないか。

- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、特に医療提供体制を整備するにあたり、課題となると考えられること。